

令和8年度戸田市職員採用選考(キャリア・リターン採用)受験案内

キャリア・リターン採用とは

育児や介護、転職など退職事由を問わず、過去に戸田市職員として一定期間の勤務実績がある方について、退職前後に得た知識や経験等を活かして、本市で再び活躍してもらうことを目的として、選考により採用する制度です。

◆ 募集職種 及び 採用予定人員

職 種	採用予定人員
技術(土木・建築)	若 干 名

※かつて本市で勤務していた職種と同一の職種でのみ申込することができます。

※原則、退職時と同一の職位で採用します。

◆ 受付期間及び選考日程

◇受付期間

令和8年6月30日(火) 8時30分 ~

令和8年12月31日(木) 23時59分

◇選考日程

申込者と個別調整の上、決定します。

1 採用予定日等

- (1) 採用予定日 申込者と個別調整の上、決定します。
- (2) 技術職については、将来必要に応じて事務職への転任ありとする条件を付します。

2 受験資格

育児や介護、転職など退職事由を問わず、戸田市を退職した人で、次の(1)～(2)の全ての要件を満たすことが必要です。

(1) 次の受験資格を満たす者

- ① 任期の定めのない常勤職員（以下「職員」という）としての勤務年数が5年以上（休職又は育児休業等の休業していた期間を除く。）ある者
- ② 採用予定日から起算した10年間以内に戸田市を退職した者
- ③ 募集している選考区分と同一の区分で職員として勤務していた者
- ④ 申込日現在、戸田市の職員でない者

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 戸田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験申込手続き

(1) 申込受付

申込時の注意事項

- ◆理由を問わず、書類不備や期間内に不到達のため申込不受理となっても、当市は責任を負いません。
- ◆選考は、皆さんの申込によって準備が進められています。これらは、市民の方に納めていただく税金によって行われるものです。選考の申込をした場合は、必ず受けるようお願いします。

方法	電子申請
期間	6月30日(火)8時30分～12月31日(木)23時59分
申込方法	・申込手順等については、市ホームページ「戸田市職員採用情報トップページ」へアクセスし、「2026年度(令和8年度)戸田市職員採用選考(キャリア・リターン採用)案内」ページの「電子申請のページはこちら」をクリックし、申請してください。 戸田市ホームページ「戸田市職員採用情報トップ」QRコード  URL https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/153/jinji-saiyou-top.html

備考	・パソコン、スマートフォン又はタブレット端末等のインターネットに接続可能なもの、メールや申込書等を印刷する環境が必要です。 ・受験者本人の顔写真の画像ファイル（JPEG 形式）、受験資格として必要な資格等の写しをご用意ください。 ・<u>申込内容に不備があった場合には、メールまたは電話にて確認させていただくことがありますので、メール、電話を受けられる状態にしておいてください。</u> ・<u>指定した期日までに、不備の修正が行われなかった場合は、申込不受理となります。</u>
受験票 発行	・受付完了後、受験票発行について、選考までにメールにてお知らせいたします。<u>それまでにメールが届かない場合は、人事課人事担当までご連絡ください。</u>

(2) 提出書類

全職種：受験申込書・受験票

◆提出する書類の氏名が現在と変わっている場合

氏名変更が分かる公的な書類の写しも併せて提出してください。

なお、提出された書類は戸田市職員採用選考以外の目的に利用しません。

4 選考内容等

1次選考内容	
書類選考	
1次選考 合格発表	選考日から1～2週間程度
2次選考内容	日時・会場
面接	面接の日時・会場の詳細は、申込状況等を踏まえて決定します。
2次選考 合格発表	選考日から3～4週間程度

5 勤務条件等

令和8年4月1日現在

- (1) 採用時の職位：退職時の職位と同等以下から選択することが可能です。選考申込時に希望する職位を選択してください。
 - (2) 勤務時間：原則として午前8時30分から午後5時15分まで（うち60分休憩時間あり）
 - (3) 休日：土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日まで
※配属先によっては、上記(2)(3)と異なった勤務時間、休日が適用（変則勤務等）になる場合があります。
 - (4) 休暇：年度20日の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇、夏季の特別休暇、育児のための育児休業等があります。
 - (5) 給与
ア 初任給：かつて戸田市職員であった際の職務の級及び号俸を基礎に、戸田市退職後の経歴等を考慮して決定します。
※選択した職位によって異なります。
 - 学歴や職歴に応じ、一定の基準に基づいて支給されます。
 - 採用されるまでに給与改定等があった場合は、その定めるところによります。 - イ 諸手当：期末・勤勉（賞与）、扶養、通勤、住居、超過勤務等の手当が支給要件に応じて支給されます。
 - ウ 退職手当：現在の勤務先によって取り扱いは異なりますが、採用日前日まで勤務している場合は、本市職員以外の地方公務員又は国家公務員としての在職期間を通算することがあります。
- (6) 福利厚生（各種の給付・貸付等）
採用後は共済組合に加入し、職員やその扶養家族が病気の場合、医療給付が受けられます。
また、厚生年金に加入し、将来年金の給付を受けられます。
結婚、出産、災害等の場合も給付が受けられます。
- (7) 健康管理：定期健康診断や健康相談、ストレスチェック等を実施しています。
- (8) 人材開発：人材育成基本方針を定め、各種研修等を通して職員の育成に努めています。
- (9) 条件付採用：採用後一定期間は、地方公務員法第22条による条件付採用となります。
条件付採用期間中、良好な成績で職務を遂行したときに正式採用となります。
なお、条件付採用期間中は、地方公務員法の身分保障に関する規定及び不利益処分に関する規定は適用されません。

6 その他

- ◇傷病等により職務に支障があると認められる場合は、採用されないことがあります。
- ◇受験資格を満たしていないことや受験申込書の記載事項に不正が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- ◇全ての科目を受験しなかった場合、選考中に退場となった場合及び辞退した場合には、いずれも不合格とします。
- ◇こどもに継続的に接する可能性がある職種は、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがあります。

<<問い合わせ先>> 所属:戸田市総務部人事課人事担当
住所:〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1
電話:048(441)1800 (内線 637)